を提供 ·たことになり、派遣先の直接雇用する労働者となってしまうことを意味する。 このため 労働することになると、それはもはや労働者派遣ではなく、派遣先と一人親方との間に雇用契約が締結さ 個人事業主である一人親方が派遣先で指揮命令を受け自ら労働力としての使用 収益の対象となって労働

(この意味で会社という法人が代表者や専任役員を派遣する場合とは異なる)。

られない

先から指揮命令を受けないで独立自営業者として派遣先より注文や委託を受けて自己の責任で業務を遂行するとい ことになると、それは 一人親方の自営業者としてあくまでも専門的知識、 「請負契約」 ないし「業務委託契約」となり、 経験、 能力を生かしたプロ 労働者派遣には該当せず派遣法の適用外となる フェ ッショナルとして、 派遣

労働者派 派 遣先の指揮 遣 0) あ 命令とは 9 せん • 家 庭 0) 派遣と労働者派遣法の 適用

労働者派遣のあっせんは違法か

に労働に従事させる」ものである。 労働者派遣とは、 「自己の雇用する労働者」 を当該雇用関係の下にかつ 「他人の指揮命令を受けて、 当該他人の

して」労働に従事させるわけではない 者を雇用しないで行うときには労働者派遣には該当せず、また、 そこで、「自己の雇用する労働者」に該当するとともに ないことになる ればならない。 このため、 たとえば家庭教師等の単なるあっせんという場合には、 ので、 この面でも労働者派遣とはならず、 「他人の指揮命令を受けて」 あっせん派遣した家庭も当該家庭教師を「指揮命令 いずれの面におい 労働に従事する関係の 当該家庭教師になろうとする ても本法の適用を 成 立.

図2-2 職業紹介と労働者派遣 労働者派遣のあっせん 職業紹介 労働者 派遣元 派遣先 事業主 労働者 雇用契約 派遣契約 求職の 派遣の 派遣受入れ 求人の 申込み 申込み の申込み 申込み あっせん あっせん 事業者 事業者 〔適法〕 ·般的禁止〕

職業紹介と労働者派遣のあっせん

すなわち、同法にいう職業紹介とは、雇用関係の成立をあっせんす立をあつせんすることをいう。」(同法第四条第一項)ものである。業紹介事業につき同法第三三条)、同法にいう職業紹介とは「求人及業紹介事業につき同法第三三条)、同法にいう職業紹介とは「求人及業紹介事業につき間法第三三条)、同法にいう職業紹介とは「求人及業紹介事業につき職安法第三○条、無料職を禁止しているが(有料職業紹介事業につき職安法第三○条、無料職を禁止しているが、有料職業紹介事業を行うことところで、職安法は、許可を受けない者が職業紹介事業を行うこと

まないものとする。」と定めているのである。

まないものとする。」と定めているのである。

まないものとする。」と定めているのである。とを約してするものを含させるものでなく、指揮命令関係のみを成立させるにすぎない労働立させるものでなく、指揮命令関係のみを成立させるにすぎない労働されば、産用関係を成めているのとする。」と定めているのである。

7 いということになるし、 の成立をあっせんしたとしても、 いう したがって、 第三者が何らかの保証を行っ 申込みを受け、 たとえば、労働者派遣を行いたい、 うことになり、 派遣元と派遣先との間におけ 労働者派遣契約に定める契約の履行に これは職安法にいう職業紹介ではな たとしても、 いずれも営業の自 これ る労働 あるいは受けた は職業紹介とは関 て許される 者派遣契約 つい